

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：鴻池運輸株式会社
住所：大阪府大阪市中央区伏見町 4 丁目 3 番 9 号

2. 指名停止措置期間 自 令和 7 年 3 月 5 日 1 ヶ月
 至 令和 7 年 4 月 4 日

3. 事実概要
鴻池運輸株式会社元使用人らは、使用人だった令和 4 年 7 月～令和 5 年 10 月、共謀して取引先に架空の物品購入や作業契約に関する請求書を提出させ、当該業者に財産上の損害を与えた疑いがあるとし、令和 7 年 1 月 27 日、会社法違反(特別背任)容疑で大阪府警に逮捕された。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 3 月 2 9 日付け建設省厚第 9 1 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 15 号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第 2 第 15 号＞

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 0 2 9 - 8 6 4 - 0 5 6 4